

東和病院 通所リハビリテーション

高齢者虐待防止指針

1. 目的

本指針は、通所リハビリテーションにおいて利用者の尊厳を保持し、虐待の未然防止および早期発見・迅速対応を図ることを目的とする。

また、全職員が適切な知識と倫理観を持ち、安全で安心できるサービス提供を行うことを目的とする。

2. 基本理念

1. 利用者の人格・尊厳の尊重
2. 自立支援と自己決定の尊重
3. 虐待ゼロの環境づくり
4. 職員間の相互監視と風通しの良い職場環境

3. 虐待の定義(高齢者虐待防止法に基づく)

(1) 身体的虐待

暴力行為、拘束、不適切な身体的制限など

(2) 心理的虐待

暴言、威圧的態度、無視、侮辱など

(3) 性的虐待

わいせつ行為、性的羞恥を与える行為

(4) 経済的虐待

金銭の不正使用、財産の無断処分

(5) ネグレクト(介護放棄)

必要なケアを行わない、放置する行為

4. 虐待防止のための体制整備

(1) 虐待防止責任者の設置

管理者を責任者とし、全体統括を行う

(2) 虐待防止委員会の設置

- 年1回以上開催(推奨:年2回以上)
- 内容:
 - 事例検討
 - 再発防止策検討
 - 職場環境の評価

(3) 相談・通報体制

- 内部通報窓口の設置
- 匿名相談も可能とする
- 通報者の不利益禁止

5. 虐待防止の具体的取組

(1) 職員研修

- 年1回以上必須
- 内容:
 - 虐待の定義と事例
 - グレーゾーンの理解
 - 不適切ケアの改善

(2) 日常業務での予防

- 声かけの徹底(命令口調の禁止)
- 身体拘束の原則禁止
- 記録の徹底(異変の可視化)

(3) 職場環境の改善

- 業務過多の是正
- 人間関係の改善
- ストレスチェック
-

6. 虐待発生時の対応フロー

- ① 発見・疑い
↓
- ② 即時報告(上司・管理者)
↓
- ③ 利用者の安全確保(最優先)
↓
- ④ 事実確認(客観的記録)
↓
- ⑤ 市町村への通報(義務)
↓
- ⑥ 再発防止策の検討
↓
- ⑦ 家族への説明(必要に応じて)

7. 身体拘束等の適正化

- 原則禁止
- やむを得ず実施する場合:
 1. 切迫性
 2. 非代替性
 3. 一時性→ 3要件を満たす必要あり
- 実施時は必ず記録・検証を行う

8. 記録および報告

- 虐待疑い・ヒヤリハットは必ず記録
- 記録内容:
 - 発生日時
 - 状況
 - 対応内容
 - 再発防止策

9. 職員の責務

- 虐待をしない・見逃さない
- 不適切ケアを指摘し合う
- 利用者中心のケアを実践する

10. 利用者・家族への周知

- 本指針は掲示・説明により周知する
- 苦情相談窓口を明確化する

11. 定期的見直し

- 年1回以上見直し
- 法改正・指導に応じて随時改訂